

農林水産物・食品の輸出に係る物流検討会設置要綱

(設置)

第1条 農林水産物・食品の輸出における物流についての検討を行うため、有識者からなる農林水産物・食品の輸出に係る物流検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、以下の事項について検討を行う。

- 一 海外マーケットの開拓
- 二 国内荷量の集約・確保
- 三 物流の効率的な輸送
- 四 輸送時の質の維持

(委員)

第3条 委員は、農林水産物・食品の輸出について専門的な知見を有する者の中から農林水産省食料産業局長及び国土交通省大臣官房物流審議官が委嘱する。

- 2 検討会には座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、検討会の会務を処理し、検討会を代表する。

(開催)

第4条 検討会は、委員の半数以上の出席をもって行うものとする。

- 2 諸事情により検討会の開催が困難な場合には、検討会の開催に代えて、持ち回りによる開催を妨げないものとする。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、農林水産省食料産業局輸出促進グループの協力を得て国土交通省総合政策局物流政策課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月24日から施行する。